

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について  
 (インフラ資産及び庁舎等の建設・維持管理について)

【結果(指摘)】

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
1. インフラ資産の建設・維持管理について (道路)	(1) 道路(舗装)資産関連情報の整理について(指摘)  道路は道路法に整備が定められた道路台帳があるものの、舗装についてアセットマネジメントに利用できるような資産情報(取得価格、取得年月日、耐用年数、直近の劣化状況、過去の工事履歴)は十分に整理されていない。情報の蓄積については一部で取り組みを始めているが、今後のアセットマネジメント実施のために、舗装に関する資産情報や補修履歴データは利用可能な状態まで十分に整理されるべきである。	【道路課】  補修履歴の電子データについては、ハードディスクでデータを集中管理します。今後もデータ蓄積図り、情報を土木事務所と共有します。
(港湾施設)	(8) 港湾施設関連情報の整理について(指摘)  アセットマネジメント実施の観点から、より詳細な物理的な資産区分や特性に応じた資産区分で整理されるべきである。アセットマネジメント導入に向けて、利用する資産情報を整理し管理することが必要である。	【流域政策局】  現在、県(港湾管理者)が、港湾法第49条2に基づき備えている港湾台帳は、港湾施設の概要や施設状況など、港湾法施行規則第14条に定められた事項を整理しています。  今後、全庁的なアセットマネジメント導入の方向性を見据えて、資産情報の整理・管理についての必要な検討を行います。

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(湖岸緑地中主吉川)	<p>(15) 湖岸緑地中主吉川の利用促進について（指摘）</p> <p>景観や環境学習施設の整備が進んできたことから、本来公園設置の目的に適った人と自然が共生しながら学べる利用のプログラムを構築して、子どもを始め幅広い市民利用が図られる必要がある。利用者数の目標を掲げ、利用促進を図る取り組みなどを行い、過剰な設備投資にならないように活用すべきである。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>指定管理者と連携して、身近な自然が体感できる自然観察会などを実施していきます。今後も環境学習プログラムの充実を図っていきます。</p> <p>管理運営の目標に利用者数を追加して、上記のプログラムの充実を図り、公園案内をホームページや出入り口及び沿道に案内看板を設置するなどして利用しやすい公園づくりに努めます。</p>
(びわこ地球市民の森)	<p>(17) びわこ地球市民の森への指定管理者制度の導入について（指摘）</p> <p>事業着手から現在10年以上も経過し、開設面積も約60%に達しており、植樹や育樹の技術蓄積も進んできたことから、指定管理者制度を導入して維持管理費用の削減に努めるべきである。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>平成24年度には、植樹活動がほぼ達成する見込みです。これからは森を健全に育てる育樹活動が中心となってきます。これまで植樹活動に協力していただいた個人、団体、企業など県民の皆様の協力を更に得ていくことが必要です。</p> <p>県民とのパートナーシップによる森づくりを行うには、育樹活動が主体となる仕組みづくりが確立するまでの当面の間、県が管理をしているところです。</p> <p>こうした状況もありますが、協働活動センターが平成25年度に完成することもあり、指定管理者制度の導入の可能性について検討します。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(県営住宅：廃止予定 団地)	<p>(19) 用途廃止予定団地の方針決定後の対応について（指摘）</p> <p>「滋賀県営住宅ストック総合活用計画」では、「耐用年限を経過した住宅は募集を停止する」と定めており、用途廃止と決定した3団地（大森、今、西神）については、決定時点で耐用年数を経過していたことから、計画策定後直ちに募集停止すべきであった。公営住宅法上は、耐用年限を経過した住棟や用途廃止予定の住棟について、新規募集を実施しても問題はないとはいえ、上述の3団地について用途廃止予定を決定後も計画の変更もないままに新規募集を続けていたことは、不適切であったと考える。</p> <p>用途廃止予定と位置づけた団地について、廃止に向けた具体的対応策やスケジュールを明確にする必要がある。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>用途廃止予定団地については、募集停止の上、近隣の他団地を建て替え、住民の移転を行う予定でありましたが、近隣他団地の建替え計画に関して、都市計画法の改正に伴う計画変更の必要が生じたことや、市町の合併による市町計画の見直しが行われる予定であることなどから、今後、市町と協議・検討し、用途廃止に向けて具体的に取り組むこととしています。</p> <p>なお、廃止予定団地については、平成23年度より募集停止としています。</p>
(県営住宅：無料駐 車場)	<p>(21) 無料駐車の解消について（指摘）</p> <p>滋賀県としても、駐車場使用料を徴収していない団地については、住宅戸数分の駐車場を順次整備して使用料を徴収していく方針ではあるものの、建替えなどの機会がないと、使用料の徴収を進めるのは困難な状況である。</p> <p>無料で駐車している団地については、県としては駐車を認めておらず、車庫証明の申請に必要な保管場所使用承諾証明書も発行していないとはいえ、有効な資産活用の観点から使用料徴収に向けた施策の実施が必要である。具体的には、全戸分の駐車スペースが確保できる団地はすみやかに駐車スペースの整備を行い、全戸分の駐車スペースが確保できない団地については、いかに使用料の徴収を行うかについての検討が求められる。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>県営住宅は昭和30年代から40年代に建設したものが多く、当時は自動車の保有が一般的でなく駐車場整備を行っていませんでした。しかしながら、近年、保有自動車の増加により路上駐車等の問題も発生したことから、中層化への建て替えなどの機会に、住宅戸数分の駐車区画を整備し、団地住民が自ら駐車場を管理する駐車場管理組合を設立して、管理組合に有料で駐車場を貸し出し、管理組合から住民に貸す形で駐車場の有料化を行ってきたところです。</p> <p>管理組合による駐車場管理については、住民の状況に応じた駐車場の配置や、住民による駐車場の清掃・管理、駐車場使用料の収納、また車庫証明の申請に必要な保管場所使用承諾書の発行などの事務が効率的に行える方法と考えています。</p> <p>そうしたことから、戸数分の駐車台数が確保できる団地については、施設改善、駐車場整備を機会に団地住民に対して管理組合の設立を求め、管理組合を通じた駐車場の有料化を図っていくこととします。</p> <p>また、戸数分の駐車スペースが確保できていない団地については、遊休地がないかなどの団地内の測量調査を実施し、効率的な敷地の利用を図った上で、管理組合を通じた駐車場の有料化に向け検討を進めていきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(県営住宅：台帳整備)	<p>(23) 県営住宅に関する管理台帳の整備について（指摘）</p> <p>共通する団地について、滋賀県と住宅供給公社がそれぞれ台帳を管理していること、また、滋賀県内でも団地の基礎情報、修繕関係、設備関係とそれぞれの台帳が分かれて複数存在することは、一部の台帳で更新漏れが起りやすく、非効率な管理資料となってしまう。また、住宅課の表計算ソフトによる台帳については、紙面に印刷して情報の共有化はなされているものの、一担当者がデータを管理している。</p> <p>来年度より指定管理制度が開始されるため、これを機会に整備して、一本化し最新の情報を各担当者が確認できるようなシステム化が求められる。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>平成23年度までは、県と管理を委託しておりました住宅供給公社がそれぞれ台帳を管理していた上、県においても台帳が分かれていました。</p> <p>平成24年度より指定管理制度を開始し、「県営住宅管理システム」を導入しています。このシステムを活用し、団地・住棟ごとに基礎データや住戸の設備・修繕履歴等のデータの入力作業を行い、管理・閲覧できるようにしていく予定で</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(廃川敷：その他廃川敷)	<p>(28) 普通財産の無償貸し付けについて（指摘）</p> <p>(ア)家棟川廃川敷に関して、野洲市に無償貸付を行っている土地の中に、転貸されている土地が存在するが、平成22年4月1日以降の転貸承認の処理に遅延があった。確実な事務手続きの執行が求められる。</p> <p>(イ)野洲川廃川敷は、昭和47年の青土ダム建設に際し、地元集落より地域防災機能の確保や地域住民憩いの場として広場の設置を要望され県が用意した土地で、甲賀市は、無償譲渡又は現状の形態による使用を要望している。</p> <p>県と市との間には貸付契約が締結されていないため、契約締結に向けて、現在、甲賀市と調整中である。</p> <p>(ウ)林照寺廃川敷は、高島市において地域道路、融雪ポンプ場、消防車庫等の敷地として利用されており、県は、売却又は貸付に向けて、平成10年頃から市町村と協議を行っているが、現在も合意には至っていない。</p> <p>地元市町村との貸付契約もない状況が長期にわたっている。もっと早期に法的権利関係を明確にしておくべきであった。</p> <p>これら普通財産の無償貸付は、「条例」第4条より「公用、もしくは公共用または公益事業の用に供するため」であれば可能あるが、昨今の厳しい県の財政状態に鑑みれば、当該条例を根拠に無償貸付を行うのは効率性の観点からは必ずしも適当でない。適正な賃料を徴収すべきである。</p> <p>このような市町への無償貸付がある一方で、同様のケースで県が市町から無償で借りている場合もあるとのことである。また、土木交通部以外の部課で同様のケースも推測される。したがって、解消には県が全庁的にその有する資産の利用状況を把握・点検し、関係者との調整を行わなければならない。</p>	<p>【監理課】</p> <p>廃川敷の貸付手続や転貸承認等の処理について、適期かつ確実な処理に向けての進行管理を行います。</p> <p>なお、野洲市に無償貸付している家棟川廃川敷のうち転貸されている土地については、平成24年1月10日に転貸承認の事務処理を完了済です。</p> <p>また、野洲川廃川敷および林照寺川廃川敷については、貸付契約の締結に向けて、甲賀市および高島市との協議を進めます。</p> <p>なお、普通財産の無償貸付については、滋賀県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第12号）は、地方自治法第237条第2項の規定に基づき定められたものであり、条例第4条に定める要件に該当するときは、これを認めることとして差し支えないものと考えています。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(建設技術センター)	<p>(31) (財)滋賀県建設技術センターから県への使用料について (指摘)</p> <p>①研修室においては、(財)建設技術センターが、県・市町の技術職員向けの研修や、民間技術者向けの研修を実施しているが、使用料の算定基礎に含まれていなかった。</p> <p>②試験棟においては、(財)建設技術センターが県に対して使用料の算定基礎として申請している部分以外の箇所についても、機械が設置されており、使用が認められた。</p> <p>使用料の算定基礎と実際の使用状況が異なる場合、適切な使用料の収受が行われないことから、(財)滋賀県建設技術センターによる実際の使用実績に基づいた使用料の見直しについて検討された。</p>	<p>【監理課】</p> <p>行政財産の使用料については、行政財産の目的外使用をする場合に、使用料を徴収しており、財団運営事務に使用する事務室や試験棟の主な試験機械の専有面積が対象となっています。</p> <p>①研修事業の対象は主に県・市町職員ですが、民間事業者も対象に実施しています。いずれの研修も公共工事の品質確保という県の行政目的に合致したものであり、行政財産の目的外使用には該当しないものであります。</p> <p>②試験棟については、試験事業が本来の行政目的であるものの、排他的に固定している主たる機械の専有面積について、使用料を徴収しておりました。</p> <p>今回のご指摘を機に、建設技術センターと協議の上、付属的な機械についても、新たに今年度4月1日から使用料を徴収することとしました。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>2. 庁舎等の建設・維持管理について  (県有建築物保全支援システム)</p>	<p>(34) 県有建築物保全支援システムの有効性について (指摘)</p> <p>当該システムは、平成15年に導入しているが、登録されている施設が県として網羅されておらず、ユーザーも建築課に限定され、建築課での利用も備わっている機能の一部しか利用していない。 現在のシステムの有効性を検証し今後の利用について検討し直す必要がある。</p>	<p>【建築課】</p> <p>各施設の所管課に中長期的な修繕計画を策定する際に必要な設備データの取得や長期修繕のシミュレーション等の機能を提供するとともに、データ内容や操作性についての意見を聞きながら、有効利用に向け、検討を進めていきます。</p>
	<p>(35) 登録データの網羅性・正確性について (指摘)</p> <p>工事データの登録は建築課で行うため、建築課の関与しなかった修繕等についてはデータの登録が漏れる可能性がある。具体的には、各部署で独自に実施した修繕についてのデータ及び指定管理者に修繕させているものについての修繕データについてはデータの登録が漏れる可能性が大きいと考えられる。 当システムに登録されている機器・部材の修繕データについては、網羅的にシステム登録できる仕組みが必要である。</p>	<p>【建築課】</p> <p>各部署で独自に実施した修繕の件数および内容を把握するため、いくつかの施設を対象に修繕の件数および内容の抽出調査を行い、今後の取り扱い方策等について検討します。</p>
	<p>(36) 登録対象外資産について (指摘)</p> <p>現在、県営住宅、警察本部の施設が当該システムの登録対象外となっている。対象外となっている理由は、システム導入当時の理由であり現時点での合理的な理由とは判断できない。このことから、関係する部局と協議を行い登録対象とすべきである。</p>	<p>【建築課】</p> <p>システムの登録対象外となっている施設については、今後の登録、運用について担当課と協議します。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について  
 (インフラ資産及び庁舎等の建設・維持管理について)

【意見】

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
1. インフラ資産の建設・維持管理について (道路)	<p>(2) 道路に関する日常パトロールについて (意見)</p> <p>大津土木事務所では、日常パトロールの人員が固定的である。現在のパトロールにも一定の成果は認められるが、ノウハウの伝達が困難となるほか、点検内容が硬直化する結果、継続的な点検漏れ等が発生するおそれがある。日常点検の安定的な実施の確保のために、訓練としてのパトロールも別途実施するなど、その実施方法に改善が望まれる。点検結果は紙媒体でされており、履歴の確認が困難である。実行管理の観点から、いつでも照会可能なように履歴の電子化による管理を徹底されたい。</p>	<p>【道路課】</p> <p>定期的に道路計画課や管理調整課の職員が同乗しパトロールを行うなど、パトロールの一層の改善に努めます。また点検結果の日誌については、書類の電子化により、履歴確認ができるような管理を今年度実施します。</p>
	<p>(3) 道路(舗装)に関する維持管理計画の策定について (意見)</p> <p>舗装に関する維持管理計画(試算)によれば、事後的補修工法による今後50年間の維持管理費2,450億円は予備的補修工法への転換で1,350億円まで縮減が可能となるとされている。劣化予測のための経過観察期間を勘案しデータ収集には最低4年以上が必要とのことであるが、このようなアセットマネジメント導入による効果に鑑みれば、舗装に関する維持管理計画が早期に策定されることを望まれる。</p>	<p>【道路課】</p> <p>舗装の維持管理計画を策定するため、路面性状調査の1回目のデータ収集を平成18年度から平成22年度にかけて行っています。2回目のデータ収集については平成22年度から始め、平成26年度にデータ収集を終える予定です。このデータを活用し、舗装の劣化予測を行い、平成26年度を目処に維持管理計画を策定する予定です。</p>



平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(橋梁)	<p>(4) 橋梁の維持管理計画について (意見)</p> <p>橋梁の維持管理については、平成22年度において約6億円の維持管理費が計上されている。現在の維持管理費用と、上記計画において必要とされる費用12億円には乖離があり、上記計画をそのまま、実行していくことは予算上難しい状況である。そのため、実際の運用にあたっては、まず、今後5年で対応が必要となる橋梁を各土木事務所でリストアップし、優先度の高いものから順次対応していき、5年経過した段階で見直しを行う方針とことである。作成した維持管理計画の適切な管理が望まれる。</p>	<p>【道路課】</p> <p>維持管理計画の見直しは5年毎に行うものとしていますが、パトロール等で劣化度合いの高いものを発見した場合は、緊急度が高いものを優先して対応するなどして維持管理計画の適切な管理に努めます。</p>
(砂防)	<p>(5) 砂防施設の点検方法について (意見)</p> <p>砂防指定地見張員による巡視において、活動マニュアルは整備されているものの、どのような項目をチェックするべきかについてのチェックリストは十分に整備されていなかった。また、土木事務所における点検についても、点検マニュアル・点検チェックリストともに、整備が不十分であった。</p> <p>点検のためのマニュアル・チェックリストを基本的に作成することにより、点検項目や点検手法のルール化・統一化を図り、県全体での点検レベルを一定以上確保することができると考えられる。また、これによって、経験の浅い砂防指定地見張員や担当者の点検では発見しにくかった補修等必要な箇所が発見される可能性が高まる。</p> <p>県全体として、統一された点検マニュアル・チェックリストの作成を検討願いたい。</p> <p>(6) 砂防施設の点検結果の取りまとめについて (意見)</p> <p>点検の結果については、点検毎に土砂災害危険箇所パトロール調査票を作成しているものの、点検結果が一覧性のある資料としてまとめられておらず、どの時期に点検を行ったのかが不明確となっていた。</p> <p>一覧性のある取りまとめ資料を作成し、上記パトロールにおける砂防施設点検の管理を適切に行うべきである。</p>	<p>【砂防課】</p> <p>砂防指定地見張員による砂防指定地の巡視や砂防施設の点検については、不法投棄や施設の異状の発見など施設の適切な管理を行う上で有効に機能しています。これらのうち、施設点検について点検項目や手法をルール化・統一化することは、見張員や職員の点検レベルの確保を図る上で重要なことと認識しています。また、点検結果を一覧性のある資料に取りまとめることは、より適切に施設を維持管理する上で重要なことと認識しています。</p> <p>このため、各土木事務所と協議の上、施設点検マニュアル・チェックリスト、結果の取りまとめ資料について改善し、すみやかに運用できるように取り組みます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(河川)	<p>(7) 河川の点検方法について (意見)</p> <p>河川の直営巡視点検について、県全体で、統一された点検マニュアル・チェックリストの作成が望まれる。</p>	<p>【流域政策局】</p> <p>各土木事務所が実施している河川の巡視点検のうち、外部委託点検は、治水上の影響が大きい区間において点検するため、詳細なマニュアル・チェックリストを作成し実施しています。</p> <p>河川担当職員による直営巡視点検については、河川維持管理計画（案）に巡視点検項目等を整理しているところであり、今後、これをマニュアル・チェックリストとして整理していきます。</p>
(港湾施設)	<p>(9) 港湾施設に関する維持管理計画について (意見)</p> <p>現在取り組んでいる維持管理計画は、ライフサイクルコストの縮減及び維持管理コストの平準化が盛り込まれていない。維持管理計画を発展させ、アセットマネジメントを実施していくことが求められる。</p>	<p>【流域政策局】</p> <p>平成23、24年度にかけて、県管理の4港湾の劣化状況の把握と、今後の維持管理計画を策定しているところです。当該計画の策定は、国の手引き（国土交通省監修）に基づき実施しており、県が管理する港湾は小規模であるため、ライフサイクルコストの縮減や維持管理コストの平準化については、計画の対象としていないところです。</p> <p>今後、全庁的なアセットマネジメント導入の方向性を見据えて、導入に向けた必要な検討を行います。</p>
(彦根港)	<p>(10) 彦根港の有効利用について (意見)</p> <p>彦根港の地域再生計画により緑地を整備しているが、必要最小限の整備を行っているのみで、土地の有効利用について、引き続き検討が望まれる。</p>	<p>【流域政策局】</p> <p>当該土地利用の第一目的は、震災等の緊急時に使用する船舶輸送等による防災活動拠点であることから、障害物は極力抑制し、緑地と必要最小限の雨水排水整備を行っています。</p> <p>防災の活動拠点としての位置づけを踏まえながら、イベント等に利用していただいておりますが、今後、地元への情報提供や県ホームページへの掲載により、地域振興のための短期的な一時占用等、一層の有効利用を促進していきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(北川ダム)	<p>(11) 北川ダム事業に関する今後の対応について (意見)</p> <p>平成24年1月の国への方針報告により、昭和48年度の予備調査から始まった北川ダム建設事業は、「北川ダム建設事業を一旦中止し、河道改修を先行する。」という方針で区切りを迎えたことになる。これまで実に40年近い歳月と100億円強の事業費を費やしてきた。今後の対応として河道改修の早期実現が望まれる。</p>	<p>【流域政策局】</p> <p>安曇川の河道改修は、今後、策定する河川整備計画に基づき、早期実現に向けて推進していきます。</p> <p>平成24年度は河川整備計画の策定をめざして取り組んでいきます。併せて、堆積土砂の撤去・樹木伐採も進めていきます。</p>
(都市公園：指定管理者制度)	<p>(12) 湖岸緑地南部地域における指定管理者が管理する地域の分割について (意見)</p> <p>公園管理を行う指定管理者には、高度なマネジメント能力が必要となっている。一括して指定管理業者を選定すると、業務を行う範囲が広がることから、参入できる業者が限定され、結果、業者間での競争原理が働きにくい状態となるおそれがある。</p> <p>委託する地域を分割すると、さらなる事務費、諸経費の増加を招くおそれはあるが、一方で中小規模の業者の参入が促進され、指定管理料の削減効果も期待される。これらを総合的に勘案し、委託する地域の分割について検討されることが望ましい。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>指定管理者の公募にあたっては、都市公園の全てを一括すると、広範囲かつ大規模なものとなり新規事業者の参入障壁と考えられること。また、地区毎に分割すると小規模で多数となり、経費節減効果が発揮できなくなります。このため、スケールメリットを確保しながら公園の特性や地理的条件などを考慮して、複数の公園をグループ化して公募しています。</p> <p>グループ化の検討にあたっては、経費の削減とあわせて幅広い業者の参入や地域の分割も含め、次回の公募の段階で検討します。</p>
(都市公園：指定管理者の管理)	<p>(13) 指定管理者の作業内容のモニタリング方法について (意見)</p> <p>指定管理者の運営について、より効果的にモニタリングを行うために、指定管理者の当初の提案に沿った作業内容を実際に実施しているかという観点での確認や、場合によっては第三者による評価委員会などを設けてモニタリングを実施することが有用と考えられる。</p> <p>モニタリングから明らかとなった課題などを指定管理者にフィードバックすることで、その課題の改善を通じ、県民へのサービスが向上されるような運営が望まれる。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>事業計画書と実績報告書の比較検討を丹念に行うなどして提案に則した業務遂行が図られているかを詳細に確認しており、今後も適切な確認に努めるとともに、平成23年5月30日付けで、総務部経営企画・協働推進室から、留意点やモニタリングの視点が示されており、今後とも、適正な実施がなされるよう改善に努めていきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(湖岸緑地中主吉川)	<p>(14) 湖岸緑地中主吉川に関する計画の見直しについて (意見)</p> <p>湖岸緑地の中主吉川は、平成23年7月に総事業費2,388百万円から1,231百万円へと、大幅に事業計画が縮小された。財政状況や予算に応じ、施設の縮小や変更など柔軟な運営を行うことは当然必要であるが、大幅な変更をする場合は、計画当初の見通しが適切であったかを検証するとともに、見直しによる機能低下などの課題も整理しておくことが望まれる。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>事業認可の変更に伴う事業計画の見直しで、当初計画には河畔林の樹冠を観察できる空中歩道橋があったものを地上の観察園路に機能を移転することとし、整備をしないこととしました。</p> <p>このことについては、生物環境アドバイザー会議による専門家の意見を伺いながら検討を進め、観察機能の低下に対しては大きな問題はないとの意見をいただき、計画の見直しで経費削減を図ったものです。</p>
(びわこ地球市民の森)	<p>(16) びわこ地球市民の森の公園利用実績の把握について (意見)</p> <p>目標とする公園利用者数を設定し、継続的・定期的な実績比較から、適切な改善を行うことで、県民がいつでも安心して訪れることのできるような公園管理が期待される。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>当該公園は、自然再生を軸に市民との協働による生態系保全空間、自然とふれあい学ぶレクリエーション空間の整備を進めておりましたことから、これまでは植樹本数を目標に掲げてきたところですが、植樹活動がほぼ達成したので、H24年度からの組織目標には、植樹と育樹のボランティア活動者の人数を掲げて、県民との協働による森づくりを推進しています。</p>
(県営住宅：中長期の設備投資計画／住宅政策)	<p>(18) 県営住宅に関する維持管理計画の策定について (意見)</p> <p>「滋賀県営住宅ストック総合活用計画」は、策定後の財政状況の変化や関連法令の改正等により計画内容と実態に乖離が生じ、見直しが必要な状態となっている。そのため、「滋賀県営住宅ストック総合活用計画」は、県営住宅の長期的な維持管理計画として機能しているとは言い難いものとなっており、滋賀県でもこれを認識し、現在資産の長寿命化を取り入れ、計画の更新に取り組んでいる。</p> <p>県営住宅の長期的な維持管理計画を策定し、運用すべきことはもともとであるが、策定の際には、団地の経過年数や土地利用の効率性など限定的な観点から判断されるのみでなく、滋賀県の将来人口・住宅政策、市との役割分担など、長期的かつ広い観点での方針に基づいた計画を策定されたい。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>県では、近年の社会経済情勢や住宅事情の変化に対応し、国の住宅政策との整合を図るとともに、これまで増加していた人口が近い将来減少すると見込まれるほか、少子高齢化の進行、住宅困窮者の多様化、環境対策の必要性の増大、県民ニーズの高度化・多様化、住宅に関する消費者保護などの地域特性や様々な課題に応じた住宅政策を確立するため、平成24年3月に「滋賀県住生活基本計画」を見直したところ。</p> <p>上記計画の見直しを踏まえて、県営住宅の長期的な維持管理計画としての「滋賀県営住宅ストック総合活用計画」を見直すこととしていますが、市町が設置する公営住宅の整備と連携を図っていく必要があります。現在、市町で公営住宅の長寿命化に向けた計画を策定中であり、策定が終了する見込みの平成25年度以降において、市町の計画との調整を図りながら、取り組んでいきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(県営住宅：長期募集停止団地)	<p>(20) 募集停止状態の長期化について（意見）</p> <p>建替えの方針を決定したものの、募集停止をしたまま建替えに着手できない状態は、賃貸料収入が減少した期間が続くことで機会損失が発生し、資産の有効活用ができていない状態であると考えられる。また、用途廃止の場合も、次の用途に移行できない点で資産の有効活用ができず、同様である。</p> <p>建替え及び用途廃止の方針を決定した後は、住民の自発的な移転を待つだけでなく、立ち退き料を支払う、近隣の他団地を斡旋するなど、機会損失を含めた全体的にかかる費用を勘案、比較した上で、移転を促進するような方法を検討されたい。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>「ストック総合活用計画」において、建て替えを決定した団地については、年次計画を策定して進めているところではありますが、国庫補助金の採択状況や、移転団地の確保などから、計画どおり進まない事例もあります。</p> <p>こうした際には、今後、市町との協議した上で、新たに市町の住宅へ仮移転をすることなど、移転促進策を検討し計画的、効率的な事業推進に努めていきます。</p>
(県営住宅：未収賃貸料)	<p>(22) 未収家賃の回収について（意見）</p> <p>家賃未納の状況が長期化すると、住人の支払い意識の低下を招き、さらに退去された場合はより回収が困難となる。そのため、滞納期間が長期化しないうちに確実に回収することが望ましく、一定期間を経過した滞納家賃の回収活動に民間会社や司法書士などの専門家に委託するなどし、効率的かつ効果的な回収をされるよう工夫されたい。</p> <p>また、少額な債権については、回収作業にかかるコストとその効果も勘案された対策をとられることが望ましい。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>現在、滞納された家賃の回収方法については、納付指導員による訪問指導、夜間訪問の実施、滞納家賃請求訴訟により、行っていますが、家賃滞納の発生を防止するため、新規入居者には口座振替による納付を原則とするとともに、指定管理者と連携し、民間のノウハウを活用して早めの滞納指導を行うこととします。</p> <p>さらに、現在、職員による訴訟手続きや民間会社による債権回収などを行っていますが、専門家の活用等の一層効率的かつ効果的な回収方策を検討していきます。</p> <p>また、少額な債権については、平成24年度に実施予定の「税外未収金対策にかかるガイドライン」を踏まえ、徴収の可能性やそのコストにも配慮して、債権放棄を含めた対応を検討していきます。</p>
(県営住宅：住宅供給公社との契約終了後の指定管理者について)	<p>(24) 県営住宅における指定管理者の発注方法について（意見）</p> <p>今回は、管理戸数の調査や南北の分割について検討された上での一括発注となったが、1社のみであると、ある程度規模の大きな会社でないと管理することができず、中小規模の会社の参入が阻まれることが考えられる。また、複数の会社が携わると競争原理が働き、サービスの向上につながることも考えられる。</p> <p>第1期目の契約に基づく3年間の業務実態を検証し、次回以降の発注方式について検討されることが望ましい。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>今回の募集までに、サービスや管理の状況などの業務実態を検証し、発注方式の検討を行います。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(廃川敷地：草津川廃川敷)	<p>(25) 草津川放水路事業において発生した約70億円の損失処理について（意見）</p> <p>土地開発公社が新川用地を国へ譲渡した時に確定し債務負担行為の議決も完了しているため、平成13年度の一般会計で一期に処理すべきものであった。また、処理実施期間は10年間と明定されているものの、年度ごとの配分額の定めがないため、各年度における執行額は当該年度における県の財政事情により左右される可能性も否定できない。</p> <p>一期で処理することが実務上困難であるとしても、県のホームページ等を利用して県民に対して後年度の負担について積極的に開示すべきであったと史料する。</p>	<p>【監理課】</p> <p>本件は、平成14年2月滋賀県議会定例会において、平成13年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）第2条の「第2表 債務負担行為補正」の議決を得て、平成24年3月末を期限として県が公社に対して費用負担額を支払う契約を締結したものです。</p> <p>県予算については、県のホームページ等を利用して県民に対して積極的な情報公開に努めているところであり、今後とも適切な説明に努めます。</p>
	<p>(26) 土地開発公社に対する貸付金について（意見）</p> <p>土地開発公社の決算上、県からの借入金は収支計算書には記載されるものの、その残高は貸借対照表には現れない。また、県の決算書には貸付金の執行額は計上されるものの、年度末の貸付金残高には現れない。さらに、土地開発公社では市中銀行からの借入金に関して金利（661,644円）が発生している。</p> <p>土地開発公社及び県のそれぞれにおいて、借入金が存在について県民に対してよりわかりやすい形で情報を開示すべきであったと史料する。</p>	<p>【監理課】</p> <p>県予算については、県のホームページ等を利用して県民に対して積極的な情報公開に努めているところであり、今後とも適切な説明に努めます。</p>
	<p>(27) 草津川廃川敷の有効利用について（意見）</p> <p>草津川廃川敷の利活用については、草津市の中心街という利便性の高い土地を含んでいるにもかかわらず、平成14年の廃川から長期間低利用の状況が継続している。遅延の原因は、草津市の財源不足によるところも大きい。</p> <p>今後、草津市主導で利活用の計画が策定される見込みであるが、県の所有地である以上、県としても適切な支援により市の取り組みを促進していく必要がある。</p>	<p>【監理課・都市計画課】</p> <p>草津市は、事業実施にあたって県の支援を強く求めています。このため、支援の範囲や内容等、市が計画している公共施設整備に対して県への要望を十分に聞き取った協議・調整を進め、早期の整備完了を目指して支援します。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
(土地開発基金の保有する土地)	<p>(29) 「中長期整備実施河川の検討」にて整備区間から外れた河川事業用地について (意見)</p> <p>事業化のメリットが確認されていたとしても、厳しい財政状況の中で実施すべきか否かは、再度検討する必要がある。その検討が、「中長期整備実施河川の検討」であると考えられることから、当該検討にて整備対象から外れた事業は、継続河川の早期完了や事業予算の確保などにより、早期に事業着手できるよう工夫することが求められるが、引き続き基金で保有すべきか否かについても慎重に判断されるべきである。</p>	<p>【流域政策局】</p> <p>土地開発基金で保有する土地は、治水安全度の向上が必要な河川の事業予定地であり、全体計画に基づいて先行取得を行ったものです。</p> <p>「中長期整備実施河川の検討」は、厳しい財政状況を踏まえ、当面の整備区間を精査したものであり、これに含まれない区間についても整備を必要とすることになり変わりなく、事業用地として保有しておく必要があります。</p> <p>このため、早期に事業着手できるよう事業費の確保に努めるとともに効率的な河川整備を進めていきます。</p>
(建設技術センター)	<p>(32) 現住所で研修事業や資材試験事業等を行う必然性について (意見)</p> <p>当該土地で研修事業や資材試験事業を行っているが、移転時に環境変化が予測できなかったとしても、県として最も有効性の高い利用方法を検討することが望まれる。</p>	<p>【監理課】</p> <p>研修事業については、特に市町職員の技術力向上のため、ニーズに応じた研修体系や技術支援が求められています。</p> <p>また資材試験事業については、県内唯一の公的試験機関として、建設工事の品質確保の観点から、その施設や機能は必要とされています。</p> <p>現地から移転するとなれば、新たに用地取得や建物建設のコストが発生する等、種々の問題を解決する必要があることから、現時点では長期的な課題であると認識しております。</p>
	<p>(33) 建設技術センターの駐車場スペースの有効活用について (意見)</p> <p>駐車場スペースの土地の利活用について検討が望まれる。</p>	<p>【監理課】</p> <p>駐車場スペースについては、隣接の県有施設に対して有効活用を図っており、今後も必要に応じ利活用について検討していきます。</p>

平成23年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

項 目	結果報告および意見	左記に対する基本的な考え方等
<p>2. 庁舎等の建設・維持管理について</p> <p>(県有建築物保全支援システム)</p>	<p>(37) システム間の連携について (意見)</p> <p>当システムは県の公有財産台帳システムとは各々のシステムの目的が違うことからデータがリンクしていない。このため、財政課では公有財産台帳に、建築課では当システムにデータを個々に登録する必要があり、各々のシステム間においてデータ連携がされていない。</p> <p>資産管理の効率化という観点からは、保有するデータは相互に連携できる状態である方が望ましいため、公有財産台帳システムに連携できるよう当システムの見直しを検討されたい。</p> <p>(38) マンパワーの不足について (意見)</p> <p>本格稼働に向け、建築課としても準備作業を行っているものの、システム入力や各部署からの問い合わせに対応するためのマンパワーが不足しており、0.5人程度のマンパワーしか割けていないのが現状である。</p> <p>このため、当システムの本格的な運用を図るには、全庁的にアセットマネジメント推進体制を構築し、その中で必要な人員の配置が行われなければならない。建築課は、システム本格運用に向け、人員補充について人事担当課に要請するなど必要な準備に努められたい。</p> <p>(39) 劣化度と危険度の判定結果について (意見)</p> <p>劣化度や危険度の記載されていない機器・部材が存在しており、また、劣化度と危険度が最新になっていないおそれがある。</p> <p>劣化度や危険度の判定結果は、改修が必要な機器・部材をシステムで抽出する時の検索条件の1つであり、抜けがあったり最新のものでなかったりすると、適切な修繕計画を立てることができない。そのため、劣化度や危険度が抜けているところは順次調査を行い、最新のものかどうかを判断するため、劣化度と危険度の更新情報を一覧できる資料があることが望ましい。</p>	<p>【建築課】</p> <p>両システムのデータ連携に関して、システム改修にかかる費用等を含め検討します。</p> <p>【建築課】</p> <p>県有施設全体の取り組みの方向性については、今後研究されていく予定とされており、こうした研究の具体化に合わせて、今後必要な検討を行うこととしています。</p> <p>【建築課】</p> <p>劣化度や危険度の記載されていない機器・部材については、具体的内容を再確認し、調査方法について検討します。</p> <p>また、劣化度や危険度が過去に入力済みの機器・部材については、一覧表で確認する方法を、今後入力するものについては、更新情報を併せて表示できる方法を検討します。</p>
<p>3. 総括</p> <p>(アセットマネジメント導入に関する課題)</p>	<p>(47) アセットマネジメント推進体制 (意見)</p> <p>推進体制の検討に向けて、まずは、その第1段階として、橋梁、港湾等のインフラ資産については、国の指針等を参考にしつつ適切に対応されたい。</p>	<p>【土木交通部】</p> <p>橋梁については、橋長15m以上を対象として平成23年度に策定した長寿命化修繕計画に基づき順次対応していきます。港湾については、平成23、24年度で長寿命化計画に伴う維持管理計画を取りまとめ対応していきます。その他のインフラ資産(県営住宅、都市公園施設等)については、既に長寿命化計画を策定しているものについてはそれに基づき対応し、計画のないものについては計画の策定を進めていきます。</p>